

社会福祉法人 恵仁福祉協会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵仁福祉協会定款（以下「定款」という。）第9条並びに定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 理事の定義は次の通りとする。

常勤の理事 週当たり概32時間以上勤務する理事  
非常勤の理事 常勤理事以外の理事

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 常勤の理事      | 報酬 |
| (2) 非常勤の理事及び監事 | 報酬 |
| (3) 評議員        | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に別表第1に定める額の範囲内で決定する。

2 非常勤の理事及び監事、評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。）
- 2 非常勤の理事及び監事、評議員に対する報酬は、会議に出席した月の翌月10日に支給する。ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第 6 条 役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(その他)

第 7 条 常勤の理事に対する他は機関からの報酬等(謝礼・給与)については次の通り定める。

- 1 常勤の理事に対する他機関での活動については「職免」扱いとする。
- 2 常勤の理事に対する他機関での活動については、依頼書、出講状況を記録し必要に応じて理事会において報告する。
- 3 他機関からの報酬等(謝礼、給与)については、本人に帰属する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第 9 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年8月23日 一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月25日 一部改正)

別表第1（第3 条第 1 項第 1 号関係）

	報 酬
理 事 長	年俸 10,000,000 円 以内
常 務 理 事	年俸 8,000,000 円 以内
理 事	年俸 5,000,000 円 以内

※1. 年俸額を12 分の1 に分割し、第4 条の規定により支給する。但し、分割した額が1,000 円単位での端数が生じた場合は、年俸の起算月にまとめて支給する。

※2. 常勤役員報酬の内訳比率は、役員報酬30%、労務賃金70%とする。

別表第2（第3 条第 2 項第 1 号関係）

	報 酬		
	日 額	半 日 額	1 回につき
理事会・評議員会の出席 行政監査立会、決算監査等	20,000 円	10,000 円	10,000 円